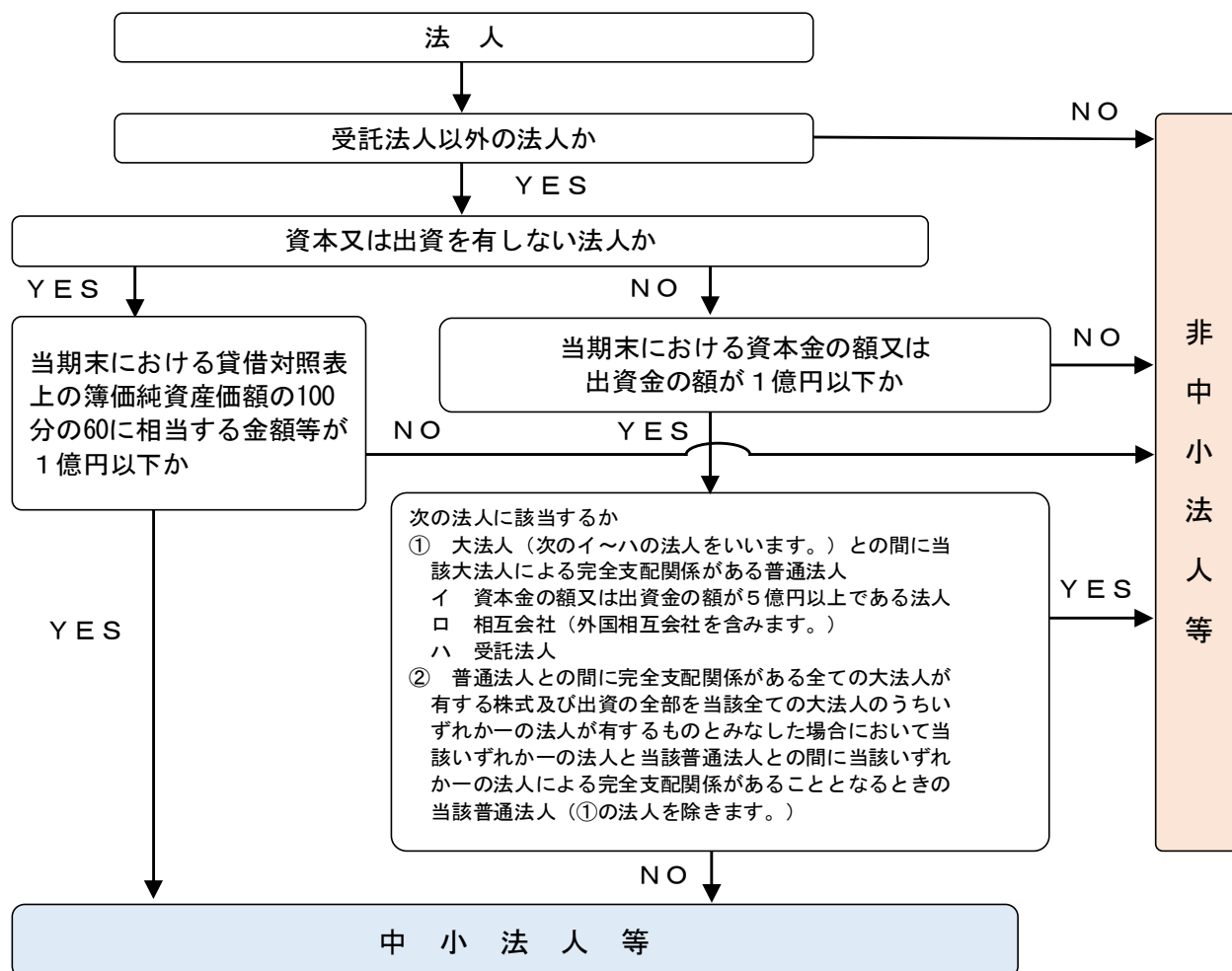


(5) 別表十五の二における中小法人等の判定

連結親法人が中小法人等に該当する場合、交際費等の損金算入限度額の計算上、定額控除限度額を適用することができます（措法68の66②）。連結親法人が中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



（注） 適用除外事業者の判定は必要ありません。